

入 札 公 告

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けについて、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年12月1日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項等

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 貸付期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）
- (4) 入札は、仕様書に示す物件番号ごとに行う。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱（平成26年2月7日付け25文第3373号総務部長通知）第5条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 福島県自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格制限措置要綱（平成26年4月1日付け25文第4004号総務部長通知）第2条、第3条及び第8条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

福島県財産管理課のホームページに掲載します。なお、書類にて交付を受ける場合は下記のとおりとなります。

ア 場所 福島県総務部財産管理課（本庁舎1階）

イ 期間 令和7年12月1日（月）から令和8年1月19日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く）の午前9時から午後5時まで。

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

- ア 日時 令和8年1月20日（火）10：15（受付10：00から）
物件番号順に開札を行います。詳細は、別紙1「入札日程等」のとおり。
- イ 場所 福島市杉妻町2番16号 福島県西庁舎7階 西717会議室
- ウ 郵便、電報、電送その他の方法による入札は、認めない。

4 入札説明書等に対する質問書及び回答

- (1) 受付期間 令和7年12月1日（月）から令和7年12月23日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法

「条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（第1号様式）」を電子メールにて送信すること（電子メール：zaisankanri@pref.fukushima.lg.jp）。

なお、提出の際には事前に電話にて連絡（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）のこと。

- (3) 質問書に対する回答

すべての質問事項及び回答をまとめ、福島県財産管理課ホームページに掲載する。
（掲載予定日 令和8年1月6日（火））

5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

6 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 貸付場所に関する参考データ 別紙2のとおり
- (2) その他 詳細は、入札説明書による。

8 問い合わせ先

郵便番号 960－8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財産管理課（本庁舎1階）
電話番号 024－521－7058
ファクシミリ 024－521－8528
電子メール zaisankanri@pref.fukushima.lg.jp